

# 教科書無償運動より学ぶ

高知市長浜の原は、高知市の南にあって、土佐湾にのぞむ半農半漁の部落である。昔から農地が少なく、漁業といっても細々と続けるくらいで、仕事らしい仕事とは言えなかった。母親たちの多くは、「失対（失業対策事業）」に出て働いていた。

母親たちは、毎年、3月をむかえるのがつらかった。教科書を用意してやらなくてはならなかったからである。たいていは、近所や親せきから古い教科書をゆずってもらうが、教科書だからそう何年も使えない。買わなくてはならない子どもも出てくる。

その頃の教科書代金は、小学校では約700円くらい、中学校になると1200円を超えていた。それを買うのに、母親たちが「失対」で一日働いても、300円くらいにしかならなかった。300円では、生活にあてるのが精いっぱい。母親たちの多くは、高利貸しから借りることになる。ところが、その利子がずいぶん高い。「十一（といち）」といって、十日で一割（10%）の利子がつく1000円借りても3ヵ月もたてば2000円になってしまう。本当につらいのだった。

母親たちは、学校の先生と正しい歴史を知ろうとする学習会をもっていた。その中でもこのことが話に出た。

「義務教育ちゅうのに、教科書くらいくれんものか。」

「そういえば、どこかに書いちよるきに。」

誰かが、思い出しながら、憲法をさがしてみた。確かにある。第26条である。

---

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

---

「これだ、これだ。」と何べんも読みかえしてみた。まちがいなく「無償」と書いてある。すると、ほしとか、買うとかいうことではなく、はじめから、政府が買い与えることになっているのだ。

母親たちは、話し合いの輪を広げていった。学校の先生に働きかけると、先生たちも賛成してくれた。部落の外にも出向いて、一緒に考えようと話しかけた。貧しいのは部落の人たちだけではなかった。漁村の人たちも、教科書を買うのに困っていたからだ。そして、1961年に「長浜、教科書をタダにする会」を結成した。

「タダにする会」は各地で集会を開き、署名運動を始めた。一緒に闘う団体も増やした。「教科書をタダに」という要求は広まり、その要求を高知市教育委員会に持ち込むことになった。

交渉の席では、みんなの意見が、せきを切ったようにあふれた。

「われらは、新学期になっても、子どもに教科書を買いませんぜよ。」

「われらの運動は、誰からも、後ろ指さされやせん運動じゃ。憲法には、ちゃんと無償と出ちゅう。」

「このたたかいは、われらの一番大事な憲法を守る運動ぞね。」

誰がどう読んでも「無償」と書いている。この時ほど、いろんな立場の人たちが、憲法をくいいって読んだことはなかったろう。

それからは、運動は一層盛り上がった。高知市議会は、小・中学校の教科書を無償配布するよう、内閣総理大臣や文部大臣に「意見書」を出した。そこでも、憲法第26条をあげながら、「保護者の負担」を軽くし、「義務教育の徹底を期する」ために、「政府はすみやかに義務教育に要する教科書を無償配布

する措置を講ずるよう要望します。」と述べている。

教育委員会としては、なかなか態度を決めきれなかった。だが、各団体のこうした要求が、次々とあがり、交渉も、二度三度と続き、ついに新学期までに教科書を渡すと約束した。要求は、実現するように見えた。

ところが、新学期に入る直前、教育委員会は無償の約束を白紙に戻してしまった。学校が始まり、徹夜の交渉が繰り返された。教育委員会は、姿をくらませてしまった。かわって市長が要求にこたえると約束するが、今度は教育委員が総辞職してしまう。それを待つようにして、市長は、教育委員がいなくてとはと、また約束を白紙に戻してしまう。

学校では、ガリ版刷りのプリントで授業が続けられた。教科書を買う子どもも、ポツポツ出始める。その頃になると、親たちの中から、「そんなみっともないまねはやめろ。」「こんな運動は、部落の者のすることじゃ。」という声があがり、学校の授業にまで顔を出し、なにかと圧力をかけてきた。「教科書をタダにする会」はそれらの人びとに対しても闘わなければなくてはならなかった。

子どもたちも、じっとしてはいなかった。

「おんしらあ、どうして本を買うたかや。あれほどみんなでがんばろうと言うたじゃないか。」

「おんしらあ、自分勝手じゃあ。貧乏なうちの子は、どうなってもかまわんというのかや。」

子どもたちの中には、これまで教科書を粗末に扱っていた者もいたが、その子どもたちも、ガリ版刷りのプリントを、かかえるように大事に使って勉強した。

闘いは、5月に入った。プリントでの授業が始まって一ヵ月余りたった頃、全校生徒のほぼ四分の一が無償になった。要求は、まだ満たされてはいない。だが、これ以上、プリントでの授業は続けられない。親も、子どもも、教師たちも、涙をのんでこの闘いを打ち切った。

国会でも、この問題は大きな問題として取り上げられ、文部省はそれに応えて、1962年頃から小・中学校の教科書を無償にすることを考え始める。

高知では、それを追うようにして翌年も闘う。読み書きのできない母親たちも「憲法第26条は……」「憲法第14条は……」と、口ごもりながら、繰り返して覚え、そして闘ってきた。

この闘いを経て、昭和39年（1964年）から、ついに教科書無償が実現し始める。最初の年は小学校1年生だけ。翌年は3年生までと、順次に無償の枠が拡大され、やがて義務教育全体が無償になったのである。

教科書が無償になったのには、こうした背景がある。闘ってきたのは、一日一日の生活が苦しい母親たちが中心になっている。その背景を忘れてはならないのではないか。

※昭和37年（1962年）3月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、第1条で「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする。」という教科書無償給与の原則を示し、無償措置についての手続は別に法律で定めることとしました。同年、昭和38年（1963年）度から小学校に入学する児童に対して、全教科の教科書を無償給与するための経費7億円が計上されるとともに、昭和38年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました